

【平成 29 年4月1日より、競技者規程第 7 条及び第8条は以下の通り改訂する】

(チームの所属)

第7条 競技者は、在内地、在勤地若しくは在学地のあるブロック、又はそのブロックと隣接するブロック内の都道府県に所在するチームに所属することができる。

2 競技者は、所属が可能なブロック内であれば複数のチームに所属することができるが、登録及び登録料の納入は主に活動する1チームからでよい。ただし、同一競技会の同一クラスにおいて、それぞれのチームから重複して出場することはできない。

在内地、在勤地もしくは 在学地のあるブロック		所属が可能なブロック								
		北海道	東北	関東	北信越	東海	近畿	中国	四国	九州
所属都道府県										
北海道	北海道	○	○							
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	○	○	○	○					
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京 神奈川・山梨		○	○	○	○				
北信越	長野・新潟・富山・石川・福井		○	○	○	○	○			
東海	静岡・愛知・三重・岐阜			○	○	○	○			
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山				○	○	○	○	○	
中国	鳥取・島根・岡山・広島・山口						○	○	○	○
四国	香川・徳島・愛媛・高知						○	○	○	○
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎 鹿児島・沖縄							○	○	○

(所属チームの変更)

第8条 競技者は、転居、転勤、転入学等の理由により競技者の在内地、在勤地又は在学地が都道府県を越えて移動したときは、移動先の都道府県若しくはその都道府県が所属するブロック、又はそのブロックと隣接するブロック内の都道府県に所属するチームに所属を変更しなければならない。

2 競技者が、在勤地又は在学地に所在するチームに所属していた場合において退職、卒業、中退等の理由により、その在勤地又は在学地の所属条件を失ったときは、その在内地の都道府県が所属するブロック若しくはそのブロックと隣接するブロック内に所属するチームに所属を変更することができる。

3 前二項の規定にかかわらず競技者がすでに予選会に出場した場合には、当該予選会に係る競技会が終了するまでは所属チームを変更することはできない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず競技者について、転居、転勤、退職、入学、卒業等の事情が発生しても当該競技者が現に所属しているチームで引き続き競技することに支障とならない距離にあると、移動前及び移動後の在内地、在勤地又は在学地を管轄する地方連盟が判断した場合は、当該事由が発生した年度は所属チームの変更を要しない。また、翌年度に限り移動前のチームに所属することができ、その地方連盟に登録することができる。

5 競技者は、所属が可能なブロック内であれば自由に所属チームを変更することができるが、全国大会の地方予選会当日から当該予選会に係る競技会が終了するまでは変更することができない。

6 第6条の規定は、第4項の翌年度の登録手続きに準用する。